

個人情報保護委員會 再檢討要請

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体から示された支障事例(主なもの)>	各府省からの第1次回答
	区分	分野										
265	④ 地方に対する規制緩和	土木・建築	「空家等対策の推進に関する特別措置法」における所有者の所在を特定する手段拡大	所有者等の所在をより円滑に把握するため、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、「法」という)第10条第3項に基づく市町村からの求めに応じて、郵便事業者が郵便転送情報を提供できること。	【現状】所有者等を確知するための手段として、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、「法」という)第10条や空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基盤的な指針(以下、「指針」という)に基づき、固定資産税情報や登記情報・住民票・戸籍等を利用することが認められている。 【支障事例】府内では、所有者や管理者が住民票を移動させずに転出しており、固定資産税情報や登記情報、住民票、戸籍等を利用してなおその所在の特定が困難となついる事例がある。空家の所在を確認し、直接改善を働きかけるための手段として、空家等第3項の規定に基づき、郵便転送情報の利用を所管郵便局に要請したものの、個人情報であることを理由に提供困難との見解であった。	従来確知できなかつた空家等の所有者等の所在が確知されることにより、直接受益等の働きかけが可能となり、住環境の改善等が図られる。	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項	個人情報保護委員会、総務省、国土交通省	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都府、大阪市、堺市	いわき市、ひたちなか市、船橋市、小田原市、静岡市、横浜市、伊丹市、新潟県市、田川市、佐賀県、大村市、宮崎市	○ 近隣住民より空き地の不法投棄についての陳情を受け、所有者に適正処理を依頼するため、登記簿謄本、住民票、戸籍等を送付したところ、返送されなかつたため、郵便転送されるものと想定されたが、転送の住所で区画名のみで把握できないことから、郵便事業者が空家等第3項に基づく他の者の者に該当すると判断される場合には、本人同意がなくとも郵便事業者が空家等の転居先情報を提供することを認めた。本制度改正による郵便事業者の転居先情報を提供することはないと考えられる。	【個人情報保護委員会】個人情報保護法上、法令に基づく場合には、個人データを第三者提供するに当たり、あらかじめ本人の同意を得るには求められない(同法第23条第1項を参照)。 【郵便事業者】個人情報保護法上、法令に基づく場合には、個人データを第三者提供するに当たり、あらかじめ本人の同意を得るには求められない(同法第23条第1項を参照)。 【個人情報保護法】個人情報保護法上、法令に基づく場合には、個人データを第三者提供するに当たり、あらかじめ本人の同意を得るには求められない(同法第23条第1項を参照)。 【郵便事業者】個人情報保護法上、法令に基づく場合には、個人データを第三者提供するに当たり、あらかじめ本人の同意を得るには求められない(同法第23条第1項を参照)。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>個人情報保護委員会や国土交通省の回答では現行規定に基づき情報提供を求ることは可能とされたが、郵便事業者を所管する総務省の回答は「慎重に対応すべき」であり、郵便の転送情報が信書の秘密に該当することについては現在係争中である。裁判所の見解として、転居届に記載された情報が「通信の秘密」に該当せず、「信書の秘密」にも該当しないこととなった場合には、郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの改定など、情報提供に向けた対応をされたい。</p> <p>加えて、現時点においても、本人の同意を得れば郵便情報を提供することは可能であることを周知するなど、市町村が空家対策を推進するために必要な場合における協力をお願いする。</p>	-	<p>【船橋市】</p> <p>空家等対策においては、所有者の所在の把握が困難を極め、対策が遅れてきたことから、空家法で税情報の内部利用を可能とする条文を規定する等、これまで取得できなかつた情報を取得可能なとした経緯がある。こうした経緯からも、郵便事業者がもつ転送情報も該当させるべきと考える。については、転送先情報の開示が可能となるよう、空家法第10条の改正または、郵便法第8条の改正を強く求める。</p>	-	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		